

軽自動車税の減免手続き

問 税務課

☎(83)1224

障がいのある人のために使用する軽自動車などについて、減免を受ける場合は申請が必要です。対象の方には、軽自動車税納税通知書に減免申請書を同封しますので、期限までに役場窓口または郵送での手続きをしてください(納税通知書は5月1日発送予定)。なお、期限までに申請が無い場合は、減免することができません。また、障がい者お一人につき、一台の減免となります。減免対象の自動車を普通自動車から軽自動車に変更する場合には、別途お問い合わせください。

ゴールデンウィーク中のごみ収集の休止

問 環境上下水道課

☎(83)1227

5月2日(土)～5月6日(水・振休)については、ご

みの収集はありません。収集場所にごみを出さないようにご協力をお願いします。※ごみの収集日については、ごみ収集カレンダーをご確認ください

は、ごみ収集カレンダーをご確認ください

病児保育事業について

問 子育て健康課

☎(84)5544

次のような場合には病児保育ピーターパン(開成町みなみ5丁目4番地17)でお子さんを預かります。

- 子どもの具合が悪いけど、仕事を休めない。
- 周りに子どもを預けられる人がいない。

利用には町への申請が必要ですが、対象や利用方法、利用料金などの詳細は町公式サイトをご確認ください。

補助金

中小企業信用保証料補助金

問 観光経済課

☎(83)1228

町では、中小企業が神奈川県信用保証協会に支払う信用保証料に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

対 次の全てに該当

- ① 県が行う中小企業制度融資のうち経営安定資金融資を受けた方
- ② 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
- ③ 町税および使用料などに滞納がないこと
- ④ 町内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、今後も引き続き町内で当該事業を営む予定のある方
- ⑤ 町内に住所(法人にある場合は、事業所の所在地)を有している方

総 信用保証協会に払い込んだ保証料に相当する額(上限5万円)

申 町で定める申請書に必要な事項を記載の上、30日以内(保証料を払い込んだ日から)に、融資を受けた金融機関および信用保証協会小田原支所を經由して、町観光経済課へ提出

新規就農者等
担い手支援補助金

新規就農者等担い手支援補助金

問 観光経済課

☎(83)1228

新規就農者の確保および地域農業者の規模拡大を支援し、地域農業の振興を図るため、新たに町内の農地(市街化区域を除く)を借りる方、所有権を取得した方を対象に補助金を交付します。

申 町で定める申請書兼請求書に必要な事項を記載の上、農地の権利が移転または、設定されたことを証明できる書類を添付

し、町観光経済課に提出 ※申請書は町公式サイトに掲載および役場窓口にて配布します

交付に必要な要件、交付金額などについての詳細は町公式サイトをご確認ください。



有害獣防止柵設置材料費補助金

問 観光経済課

☎(83)1228

農家の方が設置する有害獣防止柵の材料費を補助します。

対 町内の農地を耕作している農家の方(町外在住者も対象)

総 資材購入費

補 1メートルあたり1500円を限度とし、上限20万円

※資材の購入前に、補助金申請が必要ですので、ご注意ください

